

愛媛労働局発表

平成 24 年 9 月 27 日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課  
健康安全課長 須賀 哲二  
主任労働衛生専門官 片山 淳一  
電話 089 - 935 - 5204 (内線 470)

報道関係者 各位

## 平成 24 年度全国労働衛生週間の実施

平成 24 年度全国労働衛生週間は

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

のスローガンで！

### 1 目的

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的に昭和 25 年から実施しており、本年で 63 回目を迎えます。

職業性疾病による被災者数は長期的には減少傾向にあり、全国の休業 4 日以上の被災者数は昭和 50 年の 24,953 人から、平成 23 年には 7,779 人と約 3 分の 1 に減少しましたが、近年は減少傾向が鈍化しています。全国の平成 23 年の被災者のうち最も多い疾病は腰痛で、55.0%を占めており、次いで熱中症や熱傷など異常温度条件による疾病(7.8%)、じん肺(5.6%)が多く発生しています。愛媛では平成 23 年の被災者数は 92 人で、前年に比べて 15.0%増加しました。傷病の種類別には腰痛が 57.6%と最も多く、異常温度条件による疾病が 21.7%、じん肺が 7.6%の順となっています。腰痛については、保健・衛生業、製造業、商業で多発しており、また、熱中症は屋外作業の多い建設業や運輸業で発生しています。

一方、定期健康診断の際に何らかの所見のあった人の比率(有所見率)は、年々増加し、平成 23 年には全国で 52.7%に達し、愛媛では前年よりも 0.7 ポイント減少したものの、49.6%にのぼっています。所見のあった項目別では、高齢化社会の進展等を背景とし、高血圧、心疾患、肝機能障害、糖尿病等の生活習慣病に関連する項目の有所見率が高率となっています。

近年では、特に過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっています。

平成 23 年度の「過労死」など、脳・心臓疾患に関する事案の労災補償支給決定（業務上認定）件数は、全国で 310 件、愛媛で 7 件でした。

また、精神障害事案の支給決定件数は、全国で 325 件、愛媛で 2 件、うち自殺事案は全国で 66 件、愛媛では 0 件でした。

警察庁発表による自殺者数は平成 23 年には愛媛県においても 369 人に及んでおり、その約 4 分の 1 は被雇用者であることから、職場におけるメンタルヘルス対策の重要性がますます増大しているところです。

職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況について、愛媛労働局で平成 24 年 5 月に愛媛県内の労働者数 50 人以上の 1,314 事業場に対して実施した通信調査の結果において、回答のあった 830 事業場のうち、24.9%の事業場が「心の健康問題で過去 1 年以内に 1 か月以上休職した労働者がいる」と回答しています。（全国の事業場を対象に調査した平成 22 年労働安全衛生基本調査（以下「平成 22 年全国調査」という。）の結果による推計では、21.3%、ただし 50～99 人規模では 11.4%、100～299 人規模では 30.4%と、事業場の規模に応じて増加している。）また、「心の健康問題で休職した労働者の『職場復帰プログラム』を策定している」と回答した事業場が 28.7%あります。（平成 22 年全国調査による推計では、「明文化された職場復帰に関するルールがある」事業場の割合は、50 人以上で 18.5%、50～99 人規模では 15.9%、100～299 人規模では 18.7%。）

県内の事業場のメンタルヘルス対策への取組については、65.3%の事業場が「衛生委員会でメンタルヘルス対策を審議している」と回答し、この問題への関心は低いもの、具体的に、「『心の健康づくり計画』を策定している」と回答した事業場は 45.4%、メンタルヘルス対策推進担当者を選任しているのは 46.9%、メンタルヘルスケアに関する教育研修を労働者向けに実施しているのは、43.6%、管理監督者向けに実施しているのは 54.0%の事業場にとどまっており、実際にメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場はまだまだ半数に満たない実態がうかがわれます。

このような状況の中、愛媛労働局では、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策、受動喫煙防止対策、熱中症や職業性疾病の予防対策、化学物質等の危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置（リスクアセスメント）の実施などを推進しているところです。

愛媛労働局では、各事業場に対し、この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場において、一層の労働衛生水準の向上と労働衛生意識の高揚を図るよう呼びかけています。

## 2 実施期間

本週間 平成 24 年 10 月 1 日（月）から 10 月 7 日（日）まで

準備期間 平成 24 年 9 月 1 日（土）から 9 月 30 日（日）まで

### 3 実施要綱

別添のとおり

### 4 期間中に行う取組み

- (1) 愛媛労働局では、準備期間中の9月に県下6会場で開催された「全国労働衛生週間説明会」において、全国労働衛生週間実施要綱のほか、最近改正のあった法令や健康障害防止対策等についての説明を行いました。また、この説明会では、産業医や労働衛生コンサルタントによる講演等が行われ、各事業場における健康診断の有所見率の改善やメンタルヘルス対策・受動喫煙防止対策等の取組を支援しました。
- (2) 本週間中の平成24年10月5日(金)午後1時30分から松山市総合コミュニティセンターで開催される愛媛産業安全衛生大会において、安全衛生成績優良事業場や功績のあった個人等の表彰を行います。(詳細は別途発表します。)
- (3) 愛媛労働局では、産業保健分野全般について研修・専門的相談等の事業を行っている労働者健康福祉機構・愛媛産業保健推進センターに設置されているメンタルヘルス対策支援センター\*を積極的に活用し、各事業場においてメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策の推進等を含む日常の労働衛生活動の総点検を行うなど、労働衛生水準の向上を図る取組みを行うよう呼びかけています。

\*

#### メンタルヘルス対策支援センター

所在地：松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階

愛媛産業保健推進センター内 電話 089-915-1710

<http://ehime-sanpo.jp>

メンタルヘルス対策支援センターでは、働く人の心の健康対策への取組方法がわからないという事業場のために、メンタルヘルス対策全般についての相談に応じています。また、事業場の依頼により直接訪問して、メンタルヘルス対策の実施について専門家がアドバイスすることもできます。

## 平成 24 年度全国労働衛生週間実施要綱

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 63 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は 7,779 人と前年と比べ 4 % 減少した。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成 23 年は 52.7% とやや上昇したほか、印刷業での胆管がんの発生が問題となるなど職場での健康リスクは依然として存在している。

また、我が国の自殺者 3 万人超のうち約 2,700 人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずいること、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっている。

第 11 次労働災害防止計画は今年が最終年となることから、以上の状況を踏まえ、その目標達成に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要がある。また、事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場を実現することが求められている。さらに、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現を図ることが重要である。

このような観点から、今年度は、

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

### 2 スロ - ガン

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

### 3 期 間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とする。

### 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組とすること。また、夏期の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の

## 推進

- (ア) 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- (ウ) 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- (エ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組みの実施
- (オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組みの実施

## イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
- (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
- (エ) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての地域産業保健センターの活用

## ウ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めた労働衛生管理活動の活性化

- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

## エ 作業環境管理の推進

- (ア) 有機溶剤等の有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 粉じん等健康障害のおそれのある物質を取り扱う作業場所の清掃及び清潔の保持の徹底
- (エ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善

#### オ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

#### カ 健康管理の推進

- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

#### キ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

#### ク 職場における受動喫煙防止対策の推進

- (ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進
- (イ) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度(労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用

#### ケ 粉じん障害防止対策の徹底

- 第7次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組みの推進
- (ア) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (イ) アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策
- (ウ) 離職後の健康管理

#### コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

- (ア) 作業標準の策定
- (イ) 作業場所、通路、階段、機械類等の形状が明確に分かる適切な照度の確保
- (ウ) 介護作業等については、適切な介護設備、機器の導入の検討

#### サ 熱中症予防対策の徹底

- (ア) W B G T 値(湿球黒球温度)の活用、熱への順化期間の設定、自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取等の取組みの推進

(イ) 夏期の電力需給対策を踏まえた節電の範囲内での熱中症予防対策の推進

シ 電離放射線障害防止対策の徹底

ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

タ 化学物質の管理の推進

(ア) 化学物質等安全データシート(SDS)及びラベルによる化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用

(イ) 化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進

(ウ) 作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進

(エ) 化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底

(オ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止

(カ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止

(キ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシソ  
ン類ばく露防止措置の実施

(ク) ナノマテリアルに対するばく露防止対策の徹底

(ケ) 印刷業等における有機溶剤に対するばく露防止対策の徹底

チ 石綿障害予防対策の徹底

(ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

(イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底

(ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底

(エ) 離職後の健康管理の推進

ツ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充  
実

テ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ト 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進

ナ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進



## 二 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

- (ア)建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- (イ)東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底

## 全国労働衛生週間関係統計資料

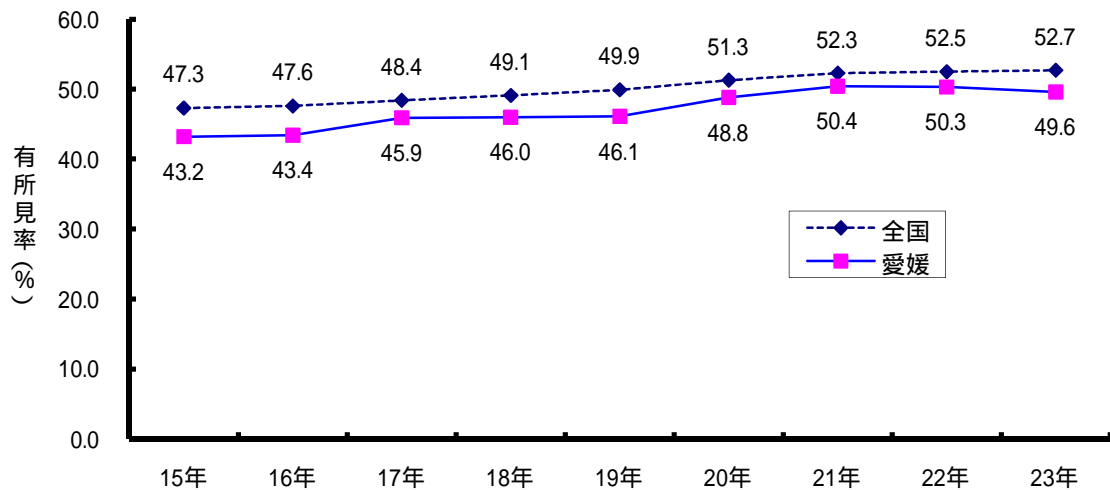
愛媛労働局労働基準部健康安全課

## (1) 傷病分類別年別業務上疾病発生状況（愛媛）

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
負傷に起因する疾病	78 (65)	55 (46)	68 (62)	58 (53)	59 (53)
物理的因子による疾病	2	6	2	7	20
うち異常温度条件による疾病	2	5	2	6	20
作業態様に起因する疾病	2	0	4	3	3
酸素欠乏症	1	0	0	0	0
化学物質による疾病(がんを除く)	1	6	4	2	1
じん肺及びじん肺合併症	11	10	5	10	7
がん	1	0	0	0	0
その他の疾病	1	0	0	0	2
合 計	99 (65)	77 (46)	83 (62)	80 (53)	92 (53)

( )内は腰痛(内数)

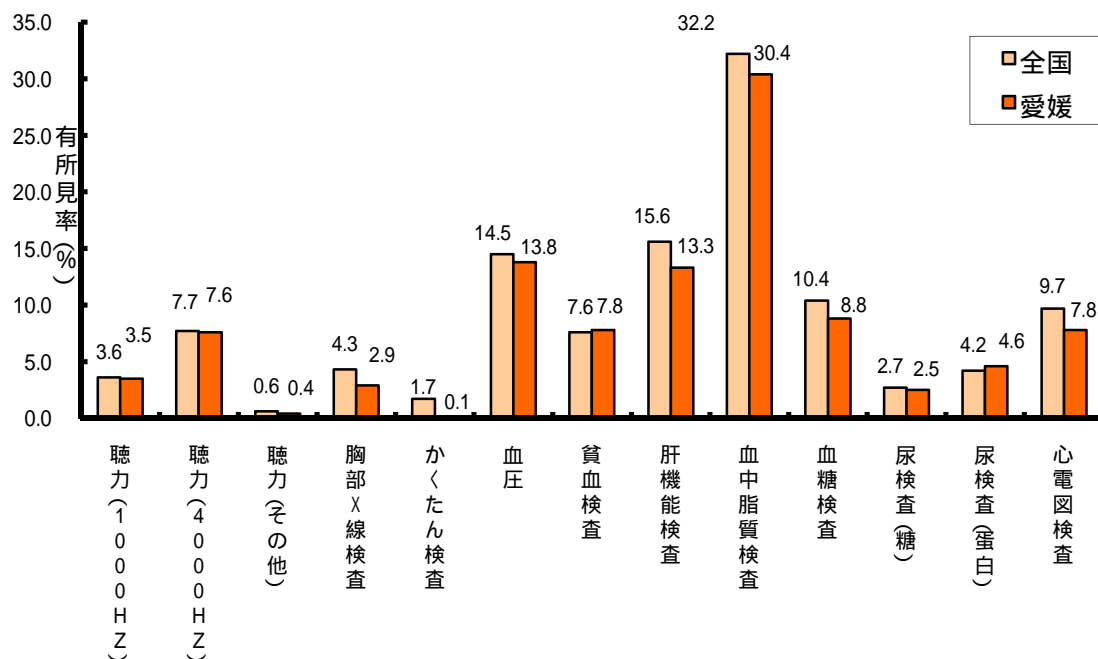
## (2) 定期健康診断実施結果の推移（有所見率の推移）



注：定期健康診断結果報告（労働者 50 人以上の規模の事業場に適用）に基づく値

有所見率とは、健診項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見のみを除く）の人数を受診者数で除した値

(3) 定期健康診断結果報告による項目別有所見率（平成 23 年）



(4) 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（過労死）等事案」及び「精神障害」の業務上認定状況

(件)

項目		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
愛媛	脳・心臓疾患	2	3	2	3	7
	精神障害等	1	3	1	3	2
	うち自殺(未遂を含む)		2		1	0
	合計	3	6	3	6	9
全国	脳・心臓疾患	392	377	293	285	310
	精神障害等	268	269	234	308	325
	うち自殺(未遂を含む)	81	66	63	65	66
	合計	660	646	527	593	635

(5) 自殺による死亡数・死亡率（人口10万対）の年次推移

年	愛媛		全国	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
平成14年	362人	24.4	29,949人	23.8
平成15年	394人	26.7	32,109人	25.5
平成16年	350人	23.8	30,247人	24.0
平成17年	371人	25.4	30,553人	24.2
平成18年	385人	26.5	29,921人	23.7
平成19年	392人	27.1	30,827人	24.4
平成20年	368人	25.6	30,229人	24.0
平成21年	332人	23.2	30,707人	24.4
平成22年	299人	21.0	29,554人	23.4
平成23年	305人	21.5	28,874人	22.9

資料：厚生労働省「人口動態統計」による。平成23年は概数(H24.6.5)

(6) 自殺者の概要

自殺者数の推移（人）

年	愛媛			全国		
	男	女	合計	男	女	合計
平成19年	315	112	427	23,478	9,615	33,093
平成20年	288	130	418	22,831	9,418	32,249
平成21年	260	111	371	23,472	9,373	32,845
平成22年	240	101	341	22,283	9,407	31,690
平成23年	244	125	369	20,955	9,696	30,651

資料：警察庁「自殺の概要資料」による。

平成23年中の自殺者の状況（人）（愛媛県内）

職業別	自営業	管理的職業	被雇用者	主婦	無職者	学生・生徒	不詳	合計
男	35	3	77	0	114	14	1	244
女	7	0	14	33	65	5	1	125
計	42	3	91	33	179	19	2	369
構成比	11.4%	0.8%	24.7%	8.9%	48.5%	5.1%	0.5%	

資料：愛媛県警察本部生活安全企画課

# メンタルヘルス対策自主点検票集計結果

(平成24年5月実施)

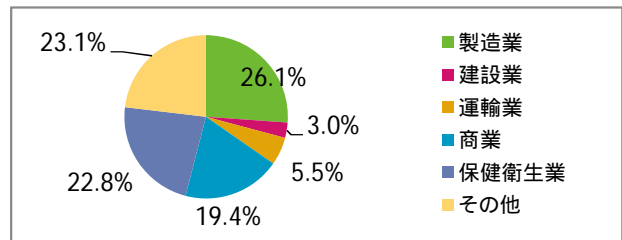
資料 2

愛媛労働局

対象事業場	1314
回答事業場	830
回収率	63.2%

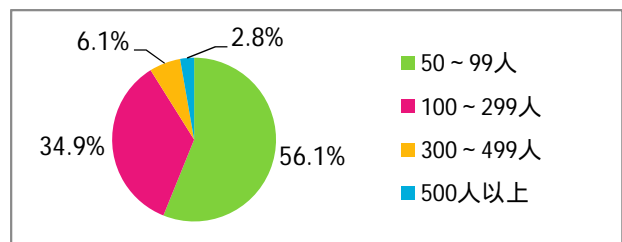
## 業種

	事業場数	構成比
(1) 製造業	217	26.1%
(2) 建設業	25	3.0%
(3) 運輸業	46	5.5%
(4) 商業	161	19.4%
(5) 保健衛生業	189	22.8%
(6) その他	192	23.1%
計	830	100.0%



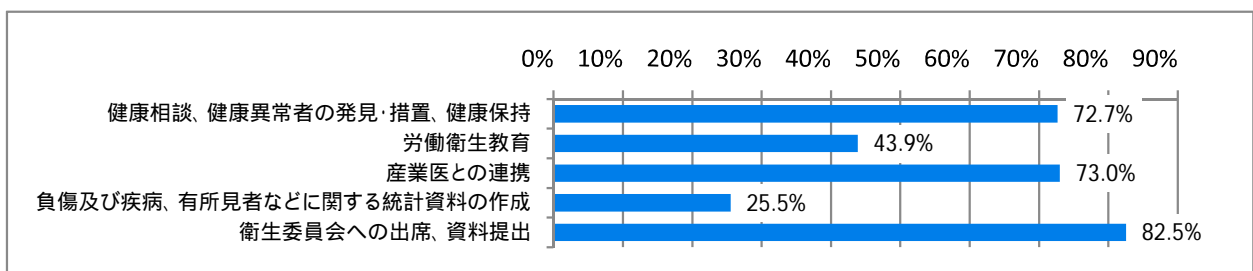
## 労働者数(人)

	事業場数	構成比
(1) 50～99人	466	56.1%
(2) 100～299人	290	34.9%
(3) 300～499人	51	6.1%
(4) 500人以上	23	2.8%
計	830	100.0%



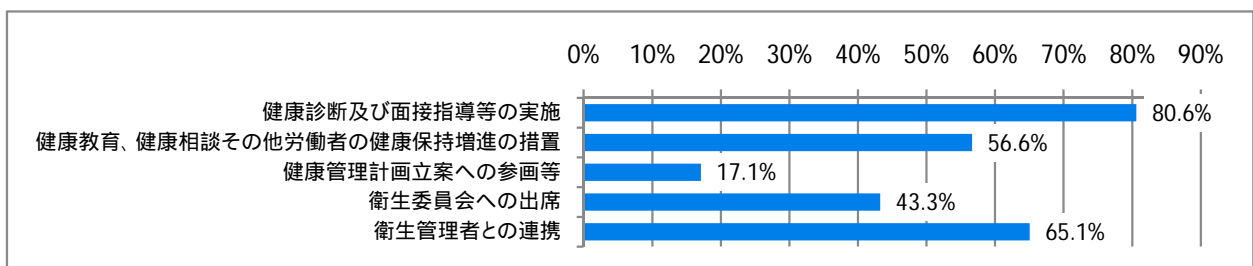
## 問1 衛生管理者の職務で実施している事項

	事業場数	実施率
(1) 健康相談、健康異常者の発見・措置、健康保持	603	72.7%
(2) 労働衛生教育	364	43.9%
(3) 産業医との連携	606	73.0%
(4) 負傷及び疾病、有所見者などに関する統計資料の作成	212	25.5%
(5) 衛生委員会への出席、資料提出	685	82.5%



## 問2 産業医の職務で実施している事項

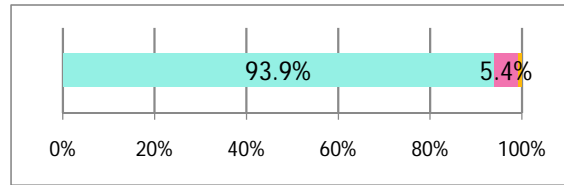
	事業場数	実施率
(1) 健康診断及び面接指導等の実施	669	80.6%
(2) 健康教育、健康相談その他労働者の健康保持増進の措置	470	56.6%
(3) 健康管理計画立案への参画等	142	17.1%
(4) 衛生委員会への出席	359	43.3%
(5) 衛生管理者との連携	540	65.1%



### 問3 衛生委員会(又は安全衛生委員会)の設置、開催頻度、周知の有無

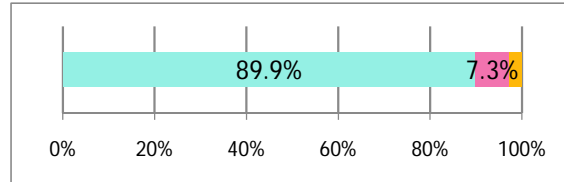
#### 設置の有無

	事業場数	構成比
有	779	93.9%
無	45	5.4%
無回答	6	0.7%



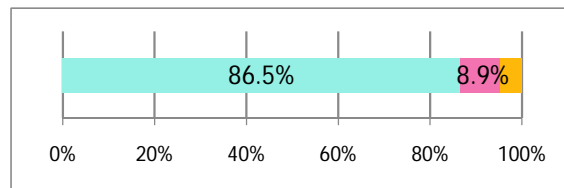
#### 開催頻度

	事業場数	構成比
月1回以上	700	89.9%
その他	57	7.3%
無回答	22	2.8%



#### 議事結果の労働者への周知

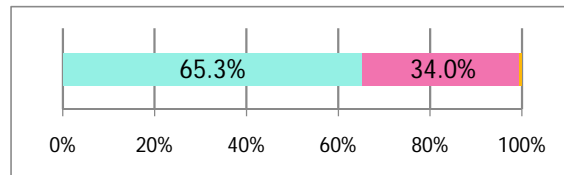
	事業場数	構成比
有	674	86.5%
無	69	8.9%
無回答	36	4.6%



### 問4 衛生委員会でのメンタルヘルス対策

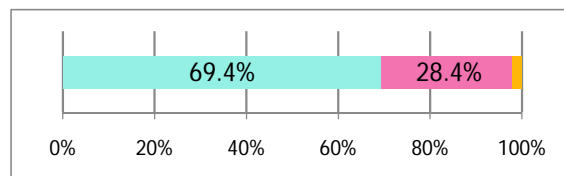
#### メンタルヘルス対策の審議

	事業場数	構成比
有	509	65.3%
無	265	34.0%
無回答	5	0.6%



#### 過重(長時間)労働対策の審議の有無

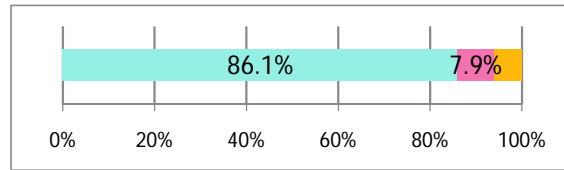
	事業場数	構成比
有	541	69.4%
無	221	28.4%
無回答	17	2.2%



## 問5 メンタルヘルス対策の調査審議について

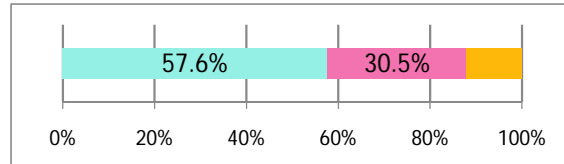
### 休職者の実態把握

	事業場数	構成比
有	438	86.1%
無	40	7.9%
無回答	31	6.1%



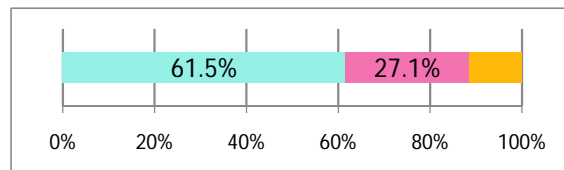
### 実施計画の策定

	事業場数	構成比
有	293	57.6%
無	155	30.5%
無回答	61	12.0%



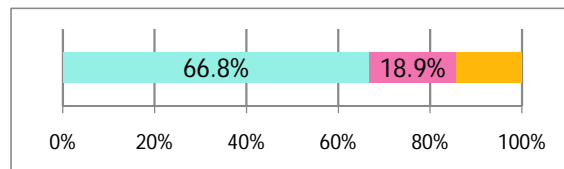
### 実施体制の整備

	事業場数	構成比
有	313	61.5%
無	138	27.1%
無回答	58	11.4%



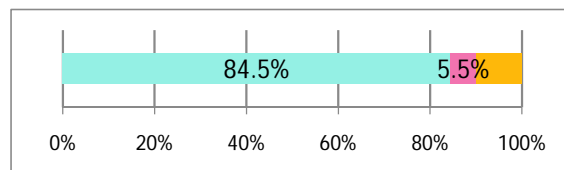
### 休職者への不利益防止対策

	事業場数	構成比
有	340	66.8%
無	96	18.9%
無回答	73	14.3%



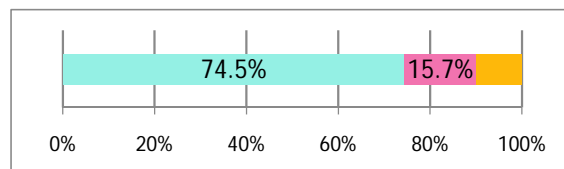
### 健康情報の保護

	事業場数	構成比
有	430	84.5%
無	28	5.5%
無回答	51	10.0%



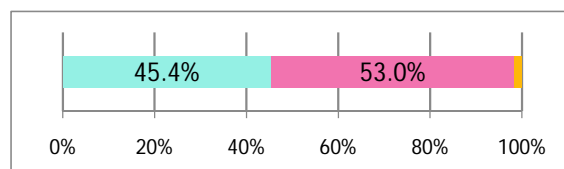
### 対策の周知

	事業場数	構成比
有	379	74.5%
無	80	15.7%
無回答	50	9.8%



## 問6 心の健康づくり計画の策定の有無

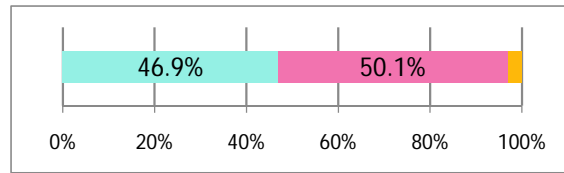
	事業場数	構成比
有	377	45.4%
無	440	53.0%
無回答	13	1.6%



## 問7 メンタルヘルス推進担当者の選任及び周知、相談体制の整備の有無

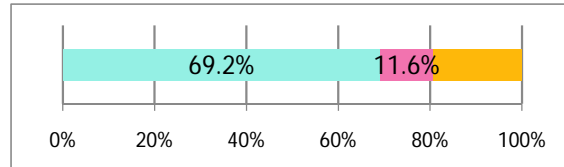
### 選任

	事業場数	構成比
有	389	46.9%
無	416	50.1%
無回答	25	3.0%



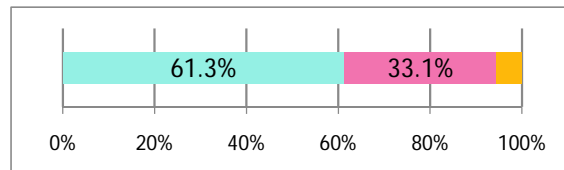
### 周知

	事業場数	構成比
有	269	69.2%
無	45	11.6%
無回答	75	19.3%



### 相談体制の整備

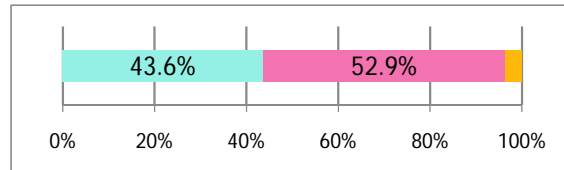
	事業場数	構成比
有	509	61.3%
無	275	33.1%
無回答	46	5.5%



## 問8 メンタルヘルスケアに関する教育研修の実施の有無

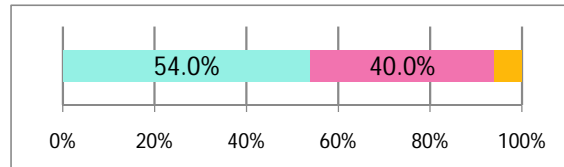
### 労働者への教育研修の実施

	事業場数	構成比
有	362	43.6%
無	439	52.9%
無回答	29	3.5%



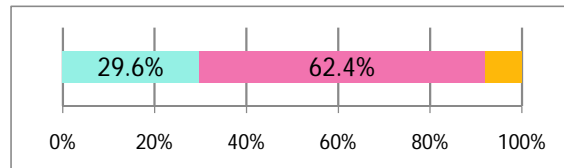
### 管理監督者への教育研修の実施

	事業場数	構成比
有	448	54.0%
無	332	40.0%
無回答	50	6.0%



### 事業場内産業保健スタッフ等への教育研修の実施

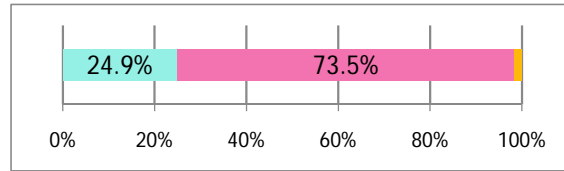
	事業場数	構成比
有	246	29.6%
無	518	62.4%
無回答	66	8.0%





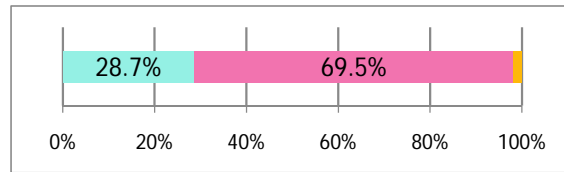
問9 心の健康問題で過去1年以内に1カ月以上休職した労働者の有無

	事業場数	構成比
有	207	24.9%
無	610	73.5%
無回答	13	1.6%



問10 心の健康問題で休職した労働者の「職場復帰プログラム」の策定の有無

	事業場数	構成比
有	238	28.7%
無	577	69.5%
無回答	15	1.8%



# 第63回全国労働衛生週間

期間：平成24年10月1日～7日  
(準備期間：平成24年9月1日～30日)

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施している取り組みです。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催などを展開します。

## スローガン

# 心とからだの健康チェック みんなが進める健康管理

第63回となる平成24年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

今年5月に一般公募を行い、377作品の応募作品の中から選考、決定しました。

## ♥働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

## こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。



### 「こころの耳」の主なコンテンツ

- 1 事業者に対し、メンタルヘルス対策の基礎知識、職場環境改善のための参考事例、各種支援・助成制度などの紹介
- 2 産業医等の産業保健スタッフに対し、事業場の取り組み事例や研修会などの紹介
- 3 職場の人間関係などに悩む方やそのご家族に対し、専門の相談機関や医療機関、メンタルヘルスや過労死に関する基礎知識、救済制度（セーフティネット）などの紹介

◆メール相談サービスも行っていますので、ご利用ください。

アクセスはこちら→ <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳	検索
-------	----

携帯サイト  
(QRコード)



主唱 厚生労働省 中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 林業木材製造業労働災害防止協会  
鉱業労働災害防止協会

# 事業場の実施事項（詳しくは「全国労働衛生週間実施要綱」をご覧ください）

## （１）全国労働衛生週間中に実施する事項

ア	事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
イ	労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
ウ	労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
エ	有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
オ	労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

## （２）準備期間中に実施する事項 下記の事項について日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図ります。

ア	労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進	ス	騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
イ	過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進	セ	振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
ウ	労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化	ソ	VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
エ	作業環境管理の推進	タ	化学物質の管理の推進
オ	作業管理の推進	チ	化学物質の管理の推進
カ	健康管理の推進	ツ	心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
ク	職場における受動喫煙防止対策の推進	テ	快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
ケ	粉じん障害防止対策の徹底	ト	職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取り組みの促進
コ	職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進	ナ	職場におけるエイズ問題に関する理解と取り組みの促進
サ	熱中症予防対策の徹底	ニ	東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進
シ	電離放射線障害防止対策の徹底		

## 労働衛生に関する各種支援事業や情報提供サイトをご利用ください。

### 受動喫煙防止対策に関する支援事業 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するため、以下の支援を行っています。

- ① 職場の受動喫煙防止対策の行い方、喫煙室の新設や改修など、技術的な内容についての専門家による電話相談、実地指導（相談料は無料、相談ダイヤル：050-3537-0777）
- ② 職場におけるたばこ煙濃度、喫煙室の換気の状態を把握するための測定機器の貸し出し（測定機器の送料のみ負担、FAXまたはインターネットにより申し込み。問い合わせ先：03-5625-4296）
- ③ 喫煙室の設置などに必要な経費の一部助成（飲食店、旅館等を営む中小企業事業主のみ対象。助成率1/4、最大200万円。申請先：都道府県労働局健康安全課または健康課）

### メンタルヘルス対策支援センター <http://www.rofuku.go.jp/sanpo/eap/index.html/>

厚生労働省では各都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置して、メンタルヘルスに関する事業者の取り組みを支援しています。センターでは、総合的な相談対応、個別事業場への訪問支援など、メンタルヘルス不調の予防から早期発見と適切な対応、職場復帰支援に至るまで、さまざまな支援を実施しています。

### 産業保健推進センター・地域産業保健センター

産業保健推進センターでは、産業医等の産業保健関係者への専門的相談、研修などを実施しています。詳細については、都道府県産業保健推進センターまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

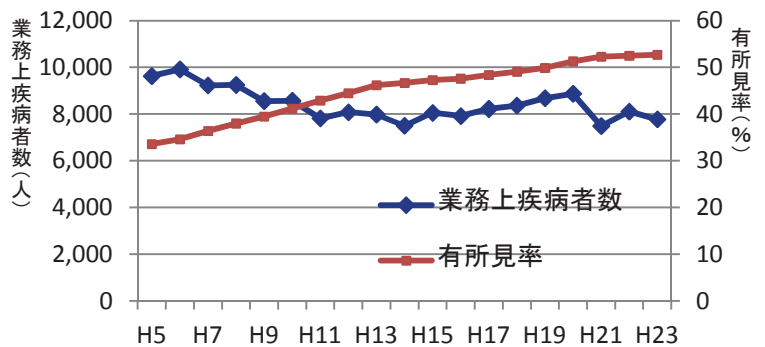
また、労働者数が50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象に、地域の医療機関や事業場を訪問して、健康相談の実施などの産業保健サービスを行っています。各サービスの利用にあたっては、地域産業保健センターへの事前の申し込みが必要ですので、最寄りの都道府県労働局（健康課または健康安全課）にお問い合わせください。

### 職場における化学物質管理について

GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報、化学物質に関するリスク評価、がん原性試験結果に関する指针对象物質などについては、「職場のあんぜんサイト」の「化学物質」のページをご参照ください。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

労働衛生の現状（業務上疾病者数・定期健診有所見者率の推移）



※各年度の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告等に関する統計結果は厚生労働省ホームページ「安全衛生関係統計」に公表しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>

### 職場における労働衛生対策について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei02.html>

職場における熱中症予防、腰痛予防などについての情報は、厚生労働省ホームページ「労働基準」からアクセスしてください。